

# 福井県報

第 2528 号  
平成 26 年  
5 月 20 日 (火)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 目次

### 規則

※は、県例規集登載事項  
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(二九・地域福祉課)……………一

### 告示

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(二六二・長寿福祉課)……………一  
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(二六三・同)……………二  
○介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定(二六四・同)……………二  
○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(二六五・同)……………三  
○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(二六六・同)……………三  
○土地改良区の定款変更の認可(二六七・丹南農林総合事務所)……………四  
○土地改良区の役員の退任(四件・丹南農林総合事務所)……………四  
○土地改良区の役員の就任(四件・同)……………四

### 公告

○土地改良区の役員の退任(四件・丹南農林総合事務所)……………四  
○土地改良区の役員の就任(四件・同)……………四

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年五月二十日  
福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第二十九号

#### 規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年福井県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部1の項(一)中「収容する」を「供与する」に改め、同項(三)中「を収容する」を「に供与する」に、「三百円」を「三百十円」に改め、同部2の項(一)中「収容する」を「に供与する」に改め、同項(三)中「二百四十万千円」を「二百五十三万千円」に改め、同項(四)中「収容する」を「供与する」に、「福祉仮設住宅(高齢者等を数人以上収容し、その在宅介護等に係る事業を利用しやすい構造および設備を有する住宅をいう。以下同じ。以下)を「老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設」に改め、同項(六)中「収容する」を「供与する」に改め、同表二の部1の項(一)中「収容された」を「避難している」に改め、同項(三)中「千十円」を「千四十円」に改め、同表

三の部(三)の表住宅の全壊、全焼または流失による被害世帯の部夏季の項中「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「三二、七〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「七三、三〇〇円」を「七五、五〇〇円」に改め、同部冬季の項中「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五三、一〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六二、一〇〇円」に、「七五、七〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同表住宅の半壊、半焼または床上浸水、船舶の遭難等による被害世帯の部夏季の項中「五、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三四、二〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同部冬季の項中「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、別表第一の六の部(三)中「五十二万円」を「五十四万七千円」に改め、同表九の項(三)中「二十万千円」を「二十万六千円」に、「十六万八千円」を「十六万四千八百円」に改め、同表十一の部(四)中「三千三百円」を「三千四百円」に、「五千円」を「五千二百円」に改める。

別表第二中「一六、九〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一および別表第二令第十条第一号から第四号までに掲げる者の項(救急救命士に係る日当に関する部分を除く。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

## 告示

### 福井県告示第262号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。  
平成26年5月20日  
福井県知事 西川 一誠

指定居宅サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
シヨートステイ 生喜庵	坂井市丸岡町長畝16字八ツ割3-1	社会福祉法人生喜会	平成26年4月11日	短期入所生活介護	1871701049
デイサービス つむぎ	敦賀市藤ヶ丘町15-5	社会福祉法人藤ヶ丘福祉会	平成26年4月15日	通所介護	1870200506
ぬくもり訪問介護	越前市本保町25-12-15	株式会社ウエルフェア	平成26年5月1日	訪問介護	1870300850
ぬくもり訪問入浴	越前市本保町25-12-15	株式会社ウエルフェア	平成26年5月1日	訪問入浴介護	1870300868
ハート＆ハート訪問看護ステーション	坂井市坂井町上兵庫60-27	株式会社ハート＆ハート	平成26年5月1日	訪問看護	1861790077
第二藤島園 そよかぜホーム	福井市河合勝見町4-24-1	社会福祉法人藤島会	平成26年5月1日	短期入所生活介護	1870103031

**福井県告示第263号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があつたので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年5月20日

福井県知事 西川 一誠

廃止居宅サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出 受理年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
あさかぜリハビリセンター	福井市江守の里1丁目1412	株式会社福井メデックス	平成26年5月7日	通所介護	1870101969

**福井県告示第264号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年5月20日

福井県知事 西川 一誠

指定居宅介護支援事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	介護保険 事業所番号
ケアアラソセンターまるおわ生喜庵	坂井市丸岡町長畝16字八ツ割3-1	社会福祉法人生喜会	平成26年4月11日	1871701031
二の丸苑 居宅介護支援事業所	福井市大手2丁目21-3	社会福祉法人新清会	平成26年5月1日	1870102728

福井県告示第 2 6 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

福井県知事 西川 一誠

指定介護予防サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険事業所番号
ショートステイ 生喜庵	坂井市丸岡町長畝16字八ツ割3-1	社会福祉法人生喜会	平成26年 4 月11日	介護予防短期入所生活介護	1871701049
デイサービス つむぎ	敦賀市藤ヶ丘町15-5	社会福祉法人藤ヶ丘福祉会	平成26年 4 月15日	介護予防通所介護	1870200506
ぬくもり訪問介護	越前市本保町25-12-15	株式会社ウエルフエア	平成26年 5 月 1 日	介護予防訪問介護	1870300850
ぬくもり訪問入浴	越前市本保町25-12-15	株式会社ウエルフエア	平成26年 5 月 1 日	介護予防訪問入浴介護	1870300868
ハート＆ハート訪問看護ステーション	坂井市坂井町上兵庫60-27	株式会社ハート＆ハート	平成26年 5 月 1 日	介護予防訪問看護	1861790077

福井県告示第 2 6 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

福井県知事 西川 一誠

廃止介護予防サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出受理年月日	サービスの種類	介護保険事業所番号
あさかぜリハビリセンター	福井市江守の里1丁目1412	株式会社福井メデイツクス	平成26年 5 月 7 日	介護予防通所介護	1870101969

福井県告示第 2 6 7 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 6 年

4月30日付けで武生西部土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月20日

福井県知事 西川 一誠

# 公 告

四ヶ浦小樽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成26年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月20日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理事	大間 憲之	丹生郡越前町小樽6-5
〃	寺下 玉幸	丹生郡越前町小樽6-39乙
〃	宮下 豊和	丹生郡越前町小樽5-16
〃	川上 勝義	丹生郡越前町小樽5-21
〃	増田 通孝	丹生郡越前町小樽8-22
〃	川上 和弘	丹生郡越前町小樽7-30
〃	浜野佐智夫	丹生郡越前町小樽5-28
〃	澤 善英	丹生郡越前町小樽5-6-2
〃	山下 竜雄	丹生郡越前町小樽8-3
〃	吉田 光徳	丹生郡越前町小樽4-34
〃	川上 一海	丹生郡越前町小樽7-47
〃	山下 義弘	丹生郡越前町小樽8-38
〃	増田 義一	丹生郡越前町小樽43-7
〃	橋谷 博司	丹生郡越前町小樽42-145
〃	野 賢一	丹生郡越前町小樽43-8
〃	岩崎 玉宏	丹生郡越前町小樽5-4
〃	中野 良一	丹生郡越前町小樽3-20
〃	桶谷 正彦	丹生郡越前町小樽3-50-10
監 事	川上 泰徳	丹生郡越前町小樽7-21
〃	山下 徹治	丹生郡越前町小樽7-1
〃	中島 直行	丹生郡越前町小樽43-8-7

江ノ西土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成26年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月20日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理事	吉田 正	越前市瓜生町49-20
〃	吉田 和夫	越前市稲寄町13-14
〃	田邊 靖夫	越前市瓜生町37-14
〃	吉田 輝雄	越前市瓜生町50-4
〃	兵 勝	越前市瓜生町40-33
〃	吉田 脩	越前市瓜生町50-6
〃	吉田 裕治	越前市稲寄町13-6
〃	吉田 稔	越前市稲寄町13-40
〃	吉田 晶豪	越前市稲寄町13-26
監 事	吉田 守	越前市稲寄町12-3
〃	兵 昭市郎	越前市瓜生町41-19
〃	吉田 久弥	越前市稲寄町13-8

武生広瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月20日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理事	安井 清美	越前市広瀬町77-45
〃	北川 久雄	越前市広瀬町78-46
〃	西出 俊雄	越前市広瀬町84-17
〃	中西 明彦	越前市広瀬町125-1
〃	棚田 達雄	越前市広瀬町125-4
〃	垣内 崇男	越前市広瀬町121-18
〃	谷波 勝一	越前市池ノ上町60-10

山口 孝 越前市池ノ上町65-32  
内山 利信 越前市池ノ上町65-17  
田中 義信 越前市広瀬町78-27  
棚田 一雄 越前市広瀬町132-15  
前川 清貴 越前市池ノ上町65-2

武生西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月20日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理事	増田 嶺夫	越前市余田町15-19
〃	永見 宏治	越前市大虫町62-26
〃	上野 利雄	越前市片屋町12-4
〃	永宮 達男	越前市水坂町39-21
〃	福塚 光徳	越前市余田町39-31
〃	伊藤 篤司	越前市上四目町5-11
〃	桑原 時雄	越前市下四目町7-37
〃	伊藤 豊	越前市高森町15-甲12
〃	桑原 敏和	越前市丹生郷町11-26
〃	奥山 忠彦	越前市三ツ俣町19-8
〃	柿本 伍市	越前市横根町23-7
〃	長谷川孝男	越前市北山町19-2
〃	大久保翰隆	越前市上太田町40-10
監 事	芹川 進一	越前市大虫本町7-34
〃	直井 伍平	越前市片屋町28-30
〃	竹内 清藏	越前市下太田町13-11

四ヶ浦小樽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成26年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年5月20日

役員名	氏名	住 所	福井県知事	西川 一誠
理事	澤 善英	丹生郡越前町小樽5-5		
〃	川上 勝義	丹生郡越前町小樽5-21		
〃	宮下 豊和	丹生郡越前町小樽5-16		
〃	畑 雅樹	丹生郡越前町小樽8-20		
〃	川上 昭一	丹生郡越前町小樽6-20		
〃	中島 直行	丹生郡越前町小樽43-8-7		
〃	川上 一規	丹生郡越前町小樽7-47		
〃	山下 義弘	丹生郡越前町小樽8-38		
〃	野 三好	丹生郡越前町小樽8-39		
〃	増田 清政	丹生郡越前町小樽43-8-21		
監 事	増田 義一	丹生郡越前町小樽43-7		
〃	大間 憲之	丹生郡越前町小樽6-5		

  

役員名	氏名	住 所
理事	吉田 和夫	越前市稲寄町13-14
〃	吉田 正	越前市瓜生町49-20
〃	吉田 裕治	越前市稲寄町13-6
〃	吉田 稔	越前市稲寄町13-40
〃	吉田 和彦	越前市稲寄町23-11-36
〃	吉田 光浩	越前市稲寄町13-18
〃	吉田 勝	越前市瓜生町50-4
〃	兵 勝	越前市瓜生町40-33
〃	田邊 達郎	越前市瓜生町36-31
監 事	田邊 靖夫	越前市瓜生町37-14
〃	兵 昭市郎	越前市瓜生町41-19
〃	吉田 守	越前市稲寄町12-3

武生広瀬土地改良区から、土地改良法（昭

和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 1 8 条第 1 6 項の規定により、次の者が平成 2 6 年 4 月 1 日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

福井県知事 西川 一誠

〃	奥山 忠彦	越前市三ツ俣町19-8
〃	柿本 伍市	越前市横根町23-7
〃	佐々木 寛	越前市北山町32-10
〃	佐藤 幸雄	越前市下太田町12-15
監 事	増田 良一	越前市余田町11-24
〃	菱川 守	越前市丹生郷町9-48-1
〃	大久保栄一	越前市上太田町40-13

役員名 氏 名 住 所

理 事 安井 清美 越前市広瀬町77-45

〃 北川 久雄 越前市広瀬町78-46

〃 西出 和男 越前市広瀬町71-9

〃 中西 明彦 越前市広瀬町125-1

〃 棚田 達雄 越前市広瀬町125-4

〃 角 裕幸 越前市広瀬町99-12

〃 内山 利信 越前市池ノ上町65-17

〃 山口 孝 越前市池ノ上町65-32

〃 大西 純生 越前市池ノ上町29-8

監 事 田中 義信 越前市広瀬町78-27

〃 棚田 敏幸 越前市広瀬町101-11

〃 石山 義栄 越前市池ノ上町6-8

武生西部土地改良区から、土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 1 8 条第 1 6 項の規定により、次の者が平成 2 6 年 4 月 1 日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理 事 永見 宏治 越前市大虫町62-26

〃 直井 伍平 越前市片屋町28-30

〃 上野 利雄 越前市片屋町12-4

〃 福塚 光徳 越前市余田町39-31

〃 永宮 達男 越前市氷坂町39-21

〃 中山 英夫 越前市大虫本町6-28

〃 伊藤 篤司 越前市上四目町5-11

〃 田中 丈造 越前市下四目町10-17

〃 飯村 政明 越前市高森町13-9

平成二十六年五月二十日印  
平成二十六年五月二十日發

刷行

發行人  
印刷人

〒九一〇一八五八〇  
〒九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県福井市手寄一丁目十五一二十七

福井県  
柳竹下印刷所

☎ 三三二番